平成２１年（フ）第３７５０号
札幌市西区発寒５条８丁目13番24―802号
債務者　川合　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６１号
札幌市豊平区平岸２条５丁目１番11号　第２ヤナギダビル301号
債務者　藤谷　公司
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６３号
札幌市白石区菊水５条３丁目３番13―1001号
債務者　加藤　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６６号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番20―107号
債務者　星山ケイ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６９号
札幌市西区西野８条３丁目３番62号　コーポ水口202号
債務者　伊藤　達二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７１号
札幌市白石区栄通10丁目１番10―103号
債務者　中森　勘太
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７４号
札幌市白石区本通17丁目北３番17―203号
債務者　佐藤　昭信
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７８号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目３番６号　メゾン橋本Ａ―105
債務者　水澤　　強
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７９号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目３番６号　メゾン橋本Ａ―105
債務者　水澤恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８１号
北海道千歳市桜木２丁目３番14号
債務者　木村　　光（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８５号
札幌市東区北27条東４丁目２番１号
債務者　横山　治伸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８号
北海道登別市登別温泉町55番地　滝本寮
債務者　高橋　　大
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
北海道室蘭市八丁平２丁目52番５号
債務者　乗木　直子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
群馬県高崎市下小鳥町171番地
債務者　木暮さおり（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４７号
群馬県高崎市中居町２丁目８番地１
債務者　多胡　政浩
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６１１号
埼玉県坂戸市大字善能寺288番地１
債務者　生方　直一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２５号
埼玉県狭山市北入曽519―１　ライフスポット田代202、住民票上の住所埼玉県狭山市富士見２丁目17番34号　エーデルハイム201
債務者　伊藤ひろ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７７号
埼玉県川越市寺尾49―26　メゾン寺尾105号、住民票上の住所埼玉県川越市大字砂新田2586番地51
債務者　藤岡　由美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部